

◎国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程の一部を改正する件
 新旧対照条文

○国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（養成訓練の目的）</p> <p>第二条 学院における養成訓練は、障害者のリハビリテーションに関する技術者（将来技術者になろうとする者を含む。）に対し、障害者のリハビリテーションに関する理論及び技術を授けること並びに障害児の保護及び指導に従事する職員（将来職員になろうとする者を含む。）に対し、障害児の保護及び指導に関する理論及び技術を授けることを目的とする。</p> <p>（養成訓練の区分）</p> <p>第三条 学院においては、障害者のリハビリテーションに関する技術者の養成（次条第一項において「技術者の養成」という。）並びに障害児の保護及び指導に従事する職員の養成（次条第一項において「職員の養成」という。）並びに障害者のリハビリテーションに関する技術者の研修並びに障害児の保護及び指導に従事する職員の研修（以下「研修」という。）を行う。</p> <p>（学科）</p> <p>第四条 技術者の養成及び職員の養成のため、視覚障害学科、言語聴覚学科、手話通訳学科、義肢装具学科、リハビリテーション体育学科及び児童指導員科を置く。</p>	<p>（養成訓練の目的）</p> <p>第二条 学院における養成訓練は、障害者のリハビリテーションに関する技術者（将来技術者になろうとする者を含む。）に対し、障害者のリハビリテーションに関する理論及び技術を授けることを目的とする。</p> <p>（養成訓練の区分）</p> <p>第三条 学院においては、障害者のリハビリテーションに関する技術者の養成（以下「養成」という。）及び障害者のリハビリテーションに関する技術者の研修（以下「研修」という。）を行う。</p> <p>（学科）</p> <p>第四条 養成のため、視覚障害学科、言語聴覚学科、手話通訳学科、義肢装具学科及びリハビリテーション体育学科を置く。</p>

2 2 6 (略)

7 児童指導員科においては、障害児の保護及び指導に従事する職員
の養成を行う。

(修業年限)

第五条 (略)

2 (略)

3 児童指導員科の修業年限は、一年とする。

(入学資格)

第八条 (略)

2 2 4 (略)

5 児童指導員科に入学することができる者は、学校教育法第百二条
第一項本文の規定により大学院に入学することができる者又は保育
士の資格を有する者で、総長が入学を許可したものとす。

(研修の対象)

第十三条 研修は、次の各号に掲げる障害者のリハビリテーションに
関する技術者であつて、現に障害者のリハビリテーションに関する
事業に従事しているもの又は障害児の保護及び指導に従事する職員
であつて、現に障害児の保護及び指導に関する事業に従事している
ものを対象として行う。

一 医師、看護師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士又は言語
聴覚士

二 生活支援、心理判定又は手話通訳に関する技術者

三 前二号に掲げる以外の、総長が別に定める技術者及び職員

2 2 6 (略)

(修業年限)

第五条 (略)

2 (略)

(入学資格)

第八条 (略)

2 2 4 (略)

第十三条 研修は、次の各号に掲げる障害者のリハビリテーションに
関する技術者であつて、現に障害者のリハビリテーションに関する
事業に従事しているものを対象として行う。

一 医師、看護師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士又は言語
聴覚士

二 生活支援、心理判定又は手話通訳に関する技術者

三 前二号に掲げる以外の、総長が別に定める技術者

◎精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部を改正する件

新旧対照条文

○精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部を改正する件（平成十年厚生省告示第十号）
 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</p> <p>五～十五（略）</p>	<p>精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</p> <p>五～十五（略）</p>

◎障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百五十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法施行令第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 指定自立支援医療（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）のあつた月に、支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。）に係る障害者又は障害児及び支給認定基準世帯員（令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員をいう。）に対し、指定自立支援医療のあつた月以前の十二月以内に高額療養費多数回該当の場合（健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十四号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）、地方</p>	<p>障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 指定自立支援医療（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）のあつた月に、支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。）に係る障害者又は障害児及び支給認定基準世帯員（令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員をいう。）に対し、指定自立支援医療のあつた月以前の十二月以内に高額療養費多数回該当の場合（健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十四号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）、地方</p>

公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）又は
高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八
号）の規定（他の法令によつて準用する場合を含む。）による高額療
養費多数回該当の場合をいう。）に該当すべき者
二 自立支援医療の種類ごとに次の表に掲げる者

（略）

公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）又は
高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八
号）の規定（他の法令によつて準用する場合を含む。）による高額療
養費多数回該当の場合をいう。）に該当すべき者
二 自立支援医療の種類ごとに次の表に掲げる者

（略）

◎補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

○補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）<u>第五条第二十四項</u>に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>1 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）<u>第五条第二十項</u>に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2～5 （略）</p>

◎障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法施行令第二十一条第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額は、五万八千円とする。</p>	<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項第一号に規定する食費等の基準費用額は、五万八千円とする。</p>

◎指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件
 新旧対照条文

○指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省令第七十一号）
 ○指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 重度訪問介護従業者養成研修（重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第一から別表第三までに定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>四〇十八（略）</p> <p>第二条（略）</p>	<p>第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 重度訪問介護従業者養成研修（重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第一又は別表第二に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>四〇十八（略）</p> <p>第二条（略）</p>

別表第一・第二（略）

別表第三（第三号関係）

講義	区分	科目	時間数	備考
重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義			二	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則第四条及び第十三条に係る別表第三第一号に定める基本研修（以下「基本研修」という。）に相当する研修課程
基礎的な介護技術に関する講義			一	
コミュニケーションの技術に関する講義			二	
喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①			三	基本研修に相当する研修課程
経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び			三	基本研修に相当する研修課程

別表第一・第二（略）

	演習	危険防止に関する講義② 喀痰吸引等に関する演習	実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	外出時の介護技術に関する実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	合計	(注) この表に定める研修の課程は、別表第一、別表第二並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第四條及び第十三條に係る別表第三第一号に定める内容を含むものとする。	別表第四(第四号関係)(略)	別表第五(第四号関係)(略)	別表第六(第五号関係)(略)
									別表第三(第四号関係)	別表第四(第四号関係)	別表第五(第五号関係)

◎厚生労働大臣が定める離島その他の地域の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四十四条第二項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二百十九条第一項並びに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第十八条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項及び第八十九条第二項に規定する離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものは、当該離島その他の地域が次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島</p> <p>三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村</p> <p>四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島</p> <p>五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四十四条第二項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、<u>第二百十四条第二項及び第二百十九条第一項並びに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項及び第八十九条第二項に規定する離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものは、当該離島その他の地域が次の各号のいずれかに該当することとする。</u></p> <p>一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島</p> <p>三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村</p> <p>四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島</p> <p>五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に</p>

規定する離島

六 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十三号）に定める地域

規定する離島

六 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十三号）に定める地域

◎指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件
 新旧対照条文

○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に定めるもの、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者自立支援法に基づく障害者支援施設設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に定めるもの、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者自立支援法に基づく障害者支援施設設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管</p>

「理責任者」と総称する。）

イ サービス管理責任者は、(1)から(5)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。

(1) 生活介護又は療養介護 (一)及び(二)に掲げる要件を満たす者であること。

(一) a及びbの期間が通算して五年以上である者、cの期間が通算して十年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して三年以上かつdの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。

a iからviまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

i 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)。

以下「法」という。)第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準

「理責任者」と総称する。）

イ サービス管理責任者は、(1)から(6)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める要件を満たす者とする。

(1) 生活介護又は療養介護 (一)及び(二)に掲げる要件を満たす者であること。

(一) a及びbの期間が通算して五年以上である者、cの期間が通算して十年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して三年以上かつdの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。

a iからviまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

i 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)。

以下「法」という。)第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準

ずる事業の従事者

ii 児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

iii 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同法第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、同法第一百五十条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ずる事業の従事者

ii 児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

iii 障害者支援施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同法第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、同法第一百五十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

iv 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センター、同法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設

v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

vi 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第十九条第一項各号のいづれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、dに掲げる資格を有する者並びにiからvまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者に限る。）

b iからvまでに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいづれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、児童福祉法第十八条の四に規定する保育士、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいづれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障

iv 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センター、同法第二十七条第二項に規定する障害者雇用支援センター、同法第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

vi 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第十九条第一項各号のいづれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、dに掲げる資格を有する者並びにiからvまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者に限る。）

b iからvまでに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいづれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、児童福祉法第十八条の四に規定する保育士、児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいづれかに該当するもの又は精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいづれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資

害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ii 障害福祉サービス事業、児童福祉法第六条の第二一項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第五条の第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者

iii 健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者

v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

i 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ii 障害福祉サービス事業、老人福祉法第五条の第二一項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者

iii 健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者

v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

c bのiからvまでに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(二) 介護に関する分野のサービス管理責任者研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであつて、a又はbのいずれかの要件を満たしていること。

a 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第

号）、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第

号）及び指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第

号）（以下「相談支援事業従事者基準」と総称する。）に定める相談支援従事者初任者研修のうち

別表第二に定める内容又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件（平成

二十四年厚生労働省告示第 号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定め

c bのiからvまでに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(二) 介護に関する分野のサービス管理責任者研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであつて、a又はbのいずれかの要件を満たしていること。

a 指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号

。以下「相談支援事業従事者基準」という。）に定める相談支援従事者初任者研修のうち別表第二に定める内容

のみを行う研修（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」という。）を修了し、当該研修の課程を修了

した旨の証明書の交付を受けた者（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者」という。）であるこ

と。

るもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧相談支援事業従事者基準」という。）に定める相談支援従事者初任者研修のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第 号）による改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の別表第二に定める内容を行う研修（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」という。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者」という。）であること。

b この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行った相談支援の業務に関する研修（旧相談支援事業従事者基準別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつ平成二十四年四月一日前に当該科目の講義を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（平成二十四年四月一日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。以下「旧障害者ケアマネジメント研修修了者」という。）であること。

b この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行った相談支援の業務に関する研修（相談支援事業従事者基準別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつ適用日前又は適用日以後に当該科目の講義を修了し、当該研修及び講義を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「旧障害者ケアマネジメント研修修了者」という。）であること。

(2) 児童デイサービス (一)及び(二)の要件を満たす者であること

(2) 共同生活介護、自立訓練（生活訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」といふ。）第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいふ。）及び（二）の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること。
(二) 身体障害、知的障害又は精神障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

(3) 自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいふ。）（一）及び（二）の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること。
(二) 身体障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

(一) 実務経験者であること。

(二) 児童に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

(3) 共同生活介護、自立訓練（生活訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」といふ。）第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいふ。）及び（二）の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること。
(二) 身体障害、知的障害又は精神障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

(4) 自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいふ。）（一）及び（二）の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること。
(二) 身体障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

(4) 就労移行支援、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。）

(一) 及び(二)の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること。

(二) 就労に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

(5) 施設入所支援 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）又は障害者支援施設において提供される施設入所支援以外の施設障害福祉サービスのいずれかに係るサービス管理責任者であること。

ロ 指定障害福祉サービスを行う事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所」という。）又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間（当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十五年三月三十一日までの間）は、イの規定にかかわらず、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

ハ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた指定障害

(5) 就労移行支援、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。）

(一) 及び(二)の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること。

(二) 就労に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

(6) 施設入所支援 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）又は障害者支援施設において提供される施設入所支援以外の施設障害福祉サービスのいずれかに係るサービス管理責任者であること。

福祉サービス事業所等については、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該事業所において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、イ(1)(2)、(2)(2)、(3)(2)、(4)(2)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

ニ 指定障害福祉サービス基準第二百十五条第二項若しくは障害福祉サービス基準第九十条第二項に規定する多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者又は指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項第六号に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日から起算して三年間（事業の開始の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間）は、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において提供される障害福祉サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において提供される全ての障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしているものとみなす。

ホ 複数の昼間実施サービス（指定障害者支援施設等又は障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等又は障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日から起算して三年間（当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間）は、当該指定障害者支

ロ 指定障害福祉サービス基準第二百十五条第二項若しくは障害福祉サービス基準第九十条第二項に規定する多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者又は指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項第六号に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日から起算して三年間は、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において提供される障害福祉サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において提供されるすべての障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしているものとみなす。

ハ 複数の昼間実施サービス（指定障害者支援施設等又は障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等又は障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置

援施設等又は障害者支援施設において提供される昼間実施サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供されるすべての昼間実施サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしている者とみなす。

ヘ 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）第七十七条に規定する指定共同生活援助事業所が、適用日以後引き続き指定障害福祉サービス基準第三百七条又は第二百七条に規定する指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第三百八条第一項又は第二百八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所であつて、実務経験者を確保することができるものについては、イ(1)(イ) a から c までの期間が通算して三年以上である者であつて、イ(2)(イ)の規定を満たす者をサービス管理責任者として置くことができる。ただし、平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間については、イ(2)(イ)の規定を満たすことを要しない（指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所における共同生活住居の入居定員の合計（一体型指定共同生活介護事業所又は一体型指定共同生活援助事業所にあつては、これらの事業所の入居定員の合計）が十人以上の場合を除く。）。

する施設にあつては、適用日）から起算して三年間は、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供される昼間実施サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供されるすべての昼間実施サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしている者とみなす。

二 適用日から平成二十四年三月三十一日までの間は、実務経験者については、イ(1)(イ)、(2)(イ)、(3)(イ)、(4)(イ)及び(5)(イ)の要件を満たしているものとみなす。

ホ 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）第五十六条第一項、第七十条第一項又は第七十条に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所又は指定共同生活援助事業所が、適用日以後引き続き指定障害福祉サービス基準第九十六条、第百八条第一項、第三百七条又は第二百七条に規定する指定児童デイサービス、基準該当児童デイサービス、指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第九十七条第一項、第百八条第一項、第百三十八条第一項又は第二百八条第一項に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所、指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所であつて、実務経験者を確保することができるものについては、イの規定にかかわらず、イ(1)(イ) a から c までの期間が通算して三年以上である者であつて、イ(2)(イ)又は(3)(イ)の規定を満たす者をサービス管理責任者として置くことができる。ただし、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に

ト 障害福祉サービス基準第八十九条第二項又は第三項に規定する多機能型生活介護事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、実務経験者であるときは、イ(1)(2)の要件を満たしているものとみなす。

二 指定障害福祉サービス基準第二百五条第二項及び障害福祉サービス基準第九十条第二項の厚生労働大臣が定める多機能型事業所に配置されるサービス管理責任者が、前号イ(1)から(4)までに掲げる障害福祉サービスのうち二以上のもに係るサービス管理責任者の要件に該当する場合において、当該二以上の障害福祉サービスを提供する多機能型事業所

三 指定障害者支援施設基準第五条第二項及び附則第四条第二項並びに障害者支援施設基準第十二条第二項及び附則第四条第二項の昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるもの

配置されるサービス管理責任者が、第一号イ(1)から(4)までに掲げる障害福祉サービス（昼間実施サービスに限る。）のうち二以上のもに係るサービス管理責任者に該当する場合における当該二以上の昼間実施サービス

別表第一

区分	科 目	時間数	備考
講義	サービス管理責任者の役割に	六	
講義	に関する講義		

いては、イ(2)(2)又は(3)(2)の規定を満たすことを要しない（指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所における共同生活起居の居定員の合計（一体型指定共同生活介護事業所又は一体型指定共同生活援助事業所にあつては、これらの事業所の入居定員の合計）が十人以上の場合を除く。）。

二 指定障害福祉サービス基準第二百五条第二項及び障害福祉サービス基準第九十条第二項の厚生労働大臣が定める多機能型事業所に配置されるサービス管理責任者が、前号イ(1)及び(3)から(5)までに掲げる障害福祉サービスのうち二以上のもに係るサービス管理責任者の要件に該当する場合において、当該二以上の障害福祉サービスを提供する多機能型事業所

三 指定障害者支援施設基準第五条第二項及び附則第四条第二項並びに障害者支援施設基準第十二条第二項及び附則第四条第二項の昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるもの

配置されるサービス管理責任者が、第一号イ(1)及び(3)から(5)までに掲げる障害福祉サービス（昼間実施サービスに限る。）のうち二以上のもに係るサービス管理責任者に該当する場合における当該二以上の昼間実施サービス

別表第一

区分	科 目	時間数	備考
講義	サービス管理責任者の役割に	六	
講義	に関する講義		

別表第二

区分	講義			科目	時間数
	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	ケアマネジメントの手法に関する講義	地域支援に関する講義		
合計	六・五	二	三		十一・五

演習	合計	
	十九	十
サービス提供プロセスの管理に関する演習	十	十九
分野別に行うこと	介護の分野、知的障害者又は精神障害者の地域移行の分野、身体障害者の地域移行の分野、就労の分野（以下「分野」と総称する。）別に行うこと	介護の分野、知的障害者又は精神障害者の地域移行の分野、身体障害者の地域移行の分野、就労の分野（以下「分野」と総称する。）別に行うこと

別表第二

区分	講義			科目	時間数
	障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義	ケアマネジメントの手法に関する講義	障害者の地域支援に関する講義		
合計	六・五	二	三		十一・五

演習	合計	
	十九	十
サービス提供プロセスの管理に関する演習	十	十九
分野別に行うこと	介護の分野、児童の分野、知的障害者又は精神障害者の地域移行の分野、身体障害者の地域移行の分野、就労の分野（以下「分野」と総称する。）別に行うこと	介護の分野、児童の分野、知的障害者又は精神障害者の地域移行の分野、身体障害者の地域移行の分野、就労の分野（以下「分野」と総称する。）別に行うこと

◎食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件
 新旧対照条文

○食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 適正な手続の確保</p> <p>指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。） 、基準該当生活介護（指定障害福祉サービス基準第九十四条に規定する基準該当生活介護をいう。）の事業を行う事業所、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、基準該当指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）、基準該当自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定就労移行支援事業所（指</p>	<p>一 適正な手続の確保</p> <p>指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。） 、基準該当生活介護（指定障害福祉サービス基準第九十四条に規定する基準該当生活介護をいう。）の事業を行う事業所、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、基準該当指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）、基準該当自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定就労移行支援事業所（指</p>

定障害福祉サービス基準第七十五条第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。）、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）、指定就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。）の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス事業所（指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。）及び指定障害者支援施設等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ（略）

ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等（法第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から文書により同意を得ること。

ハ（略）

二 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、事業所等に通う者（施設入所支援を受ける者を除く。）、指定短期入所事業所の

定障害福祉サービス基準第七十五条第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。）、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）、指定就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。）の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス事業所（指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。）及び指定障害者支援施設等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ（略）

ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等（法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から文書により同意を得ること。

ハ（略）

二 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、事業所等に通う者（施設入所支援又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧

利用者又は指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者のうち指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。)の提供を受ける者のうち、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。))にあつては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。))のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第二百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が二十八万円未満(特定支給決定障害者にあつては、十六万円未満)であるもの又は同令第十七条第二号から第四号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額とすること。

ロ 光熱水費に係る利用料

光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。

ハ 居室の提供に要する費用に係る利用料

(1) 居室の提供に要する費用に係る利用料は、室料に相当する額を基本とすること。

(2) 居室の提供に要する費用に係る利用料の水準の設定に当た

法施設支援(通所によるものを除く。)を受ける者を除く。)、指定短期入所事業所の利用者又は指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者のうち指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。)(の提供を受ける者のうち、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。))にあつては、その配偶者に限る。))について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。))のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第二百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が二十八万円未満(特定支給決定障害者にあつては、十六万円未満)であるもの又は同令第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額とすること。

ロ 光熱水費に係る利用料

光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。

ハ 居室の提供に要する費用に係る利用料

(1) 居室の提供に要する費用に係る利用料は、室料に相当する

つて勘案すべき事項は、次のとおりとすること。

- (一) 利用者が利用する施設の建設費用(修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。)
- (二) 近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用

額を基本とすること。

- (2) 居室の提供に要する費用に係る利用料の水準の設定に当たつて勘案すべき事項は、次のとおりとすること。
- (一) 利用者が利用する施設の建設費用(修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。)
- (二) 近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用

◎児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部分を改正する件
 新旧対照条文

○児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百五十八号）新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額</p> <p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十第二項第二号（同法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）に係る障害児入所医療（児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）を受ける者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額</p> <p>イ ロ及びハに掲げる者以外の者 食事療養標準負担額（健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。）</p>	<p>児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額</p> <p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十第二項第二号（同法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）に係る障害児施設医療（児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療をいう。以下同じ。）を受ける者 次のイからホまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額</p> <p>イ ロからホまでに掲げる者以外の者 食事療養標準負担額（健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十一条の二第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 二十歳以上の者のうち、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）であるもの 一万四千八百八十円（食事療養標準負担額が一万四千八百八十円を下回るときは、当該食事療養</p>

ロ 二十歳未満の者（ハに掲げる者を除く。） 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十三第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額（同号に規定する食事療養標準負担額の合計額を除く。以下同じ。）及び同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が零を下回る場合は、零とする。）

ハ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであつてこのハに定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの
零

二 生活療養（健康保険法第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。）に係る障害児入所医療を受ける者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
イ ロ及びハに掲げる者以外の者 生活療養標準負担額（健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。）

標準負担額

ハ 二十歳以上の者のうち、要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて、かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となるものであつてこのハに定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの 零

二 二十歳未満の者（ホに掲げる者を除く。） 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十一第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額（同号（同令第五十条の三第一項の規定により読み替へられて適用する場合を含む。）に規定する食事療養標準負担額の合計額を除く。以下同じ。）及び同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が零を下回る場合は、零とする。）

ホ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであつてこのホに定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの
零

二 生活療養（健康保険法第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。）に係る障害児施設医療を受ける者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
イ ロ及びハに掲げる者以外の者 生活療養標準負担額（健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額又は老人保健法第三十一条の二の二第二項に規定する生活療養標準

ロ 被保護者 一万四千八百八十円（生活療養標準負担額が一万四千八百八十円を下回るときは、当該生活療養標準負担額）
ハ 要保護者である者であつて、かつ、生活療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであつてこのハに定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの 零

負担額をいう。以下同じ。）
ロ 被保護者 一万四千八百八十円（生活療養標準負担額が一万四千八百八十円を下回るときは、当該生活療養標準負担額）
ハ 要保護者である者であつて、かつ、生活療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであつてこのハに定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの 零

◎障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 二十歳である特定障害者 次のイからニまでまでに掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 特定入所等サービス（法第三十四条第一項に規定する特定入所等サービスをいう。以下同じ。）のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である特定障害者であつて、食費等の負担限度額（令第二十一条第一項第一号に規定する食費等の負担限度額をいう。）を零以上イ又はロにより算定した額未満とした</p>	<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第二十一条の三第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 二十歳である特定障害者 次のイからニまでまでに掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 特定入所等サービス（法第三十四条第一項に規定する特定入所等サービスをいう。以下同じ。）のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である特定障害者であつて、食費等の負担限度額（令第二十一条の三第一項第一号に規定する食費等の負担限度額をいう。）を零以上イ又はロにより算定した額未満と</p>

場合には保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの 零以上イ又はロにより算定した額未滿の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

二 (略)

別表第一 (略)

別表第二

特定障害者の区分		額
一	次項に掲げる者以外の者	七万九千円
二	令第十七条第四号に掲げる者	五万円

別表第三

特定障害者の区分	額
一 別表第二の一の項に掲げる者	特定障害者が受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十条第三項各号に定める額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。

した場合には保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの 零以上イ又はロにより算定した額未滿の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

二 (略)

別表第一 (略)

別表第二

特定障害者の区分		額
一	次項に掲げる者以外の者	七万九千円
二	令第十七条第一項第四号に掲げる者	五万円

別表第三

特定障害者の区分	額
一 別表第二の一の項に掲げる者	特定障害者が受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下「市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額に三・〇

	<p>二 別表第二の二の項に掲げる者</p>
	<p>特定障害者が受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十条第三項各号に定める額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。</p>

附則
平成二十七年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。

	<p>二 別表第二の二の項に掲げる者</p>
<p>四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。</p>	<p>特定障害者が受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。</p>

附則
平成二十四年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十条第一項第四号」とあるのは、「第十七条第一項第二号又は第四号」とする。

◎障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額
 (平成十九年厚生労働省告示第百三十四号) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案		現 行																			
<p>障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p>		<p>障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p>																			
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">支給決定障害者の区分</td> <td>額</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>次項に掲げる者以外の者</td> <td>七万九千円</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>令第四十二条の四第一項第二号から第四号までに掲げる者</td> <td>五万円</td> </tr> </table>		支給決定障害者の区分		額	一	次項に掲げる者以外の者	七万九千円	二	令第四十二条の四第一項第二号から第四号までに掲げる者	五万円	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">支給決定障害者の区分</td> <td>額</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>次項に掲げる者以外の者</td> <td>七万九千円</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>令第四十二条の四第一項第二号から第四号までに掲げる者</td> <td>五万円</td> </tr> </table>		支給決定障害者の区分		額	一	次項に掲げる者以外の者	七万九千円	二	令第四十二条の四第一項第二号から第四号までに掲げる者	五万円
支給決定障害者の区分		額																			
一	次項に掲げる者以外の者	七万九千円																			
二	令第四十二条の四第一項第二号から第四号までに掲げる者	五万円																			
支給決定障害者の区分		額																			
一	次項に掲げる者以外の者	七万九千円																			
二	令第四十二条の四第一項第二号から第四号までに掲げる者	五万円																			
<p>附 則 平成二十七年三月三十一日までの間は、表の二の項中「第四十二条の四第一項第二号」とあるのは、「第四十二条の四第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による</p>		<p>附 則 平成二十四年三月三十一日までの間は、表の二の項中「第四十二条の四第一項第二号」とあるのは、「第四十二条の四第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による</p>																			

市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円未満であるもの又は令第四十二条の四第一項第二号」とする。

市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円未満であるもの又は令第四十二条の四第一項第二号」とする。

◎児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件
 新旧対照条文

○児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第四百四十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二十七条の六第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>一 別表第一の上欄に掲げる入所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額</p> <p>二 別表第二の上欄に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に別表第三の上欄に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額</p>	<p>児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二十七条の六第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる施設給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 施設給付決定保護者のうち、施設給付決定（法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児が十八歳未満であるもの又は二十歳未満の加齢児（令第五十条の二第二項に規定する加齢児をいう。以下同じ。） 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額</p> <p>イ 別表第一の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額</p> <p>ロ 別表第二の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に別表第三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額</p> <p>二 二十歳以上である加齢児 次のイからニまでに掲げる加齢児の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額</p>

イ 認定月収額（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五十一条の七第一号に規定する認定月収額をいう。）から、次の表の上欄に掲げる就労収入（賃金その他の就労による収入をいう。以下同じ。）の額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。以下「控除後認定月収額」という。）が六万六千六百六十七円を超える加齢児（ハ及びニに掲げる者を除く。） 六万六千六百六十七円から別表第三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額と控除後認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

別表
（略）

ロ 控除後認定月収額が六万六千六百六十七円以下である加齢児（ハ及びニに掲げる者を除く。） 控除後認定月収額から別表第三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）

ハ 指定施設支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である加齢児であつて、食費等の負担限度額（令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額をいう。）を零以上イ又はロにより算定した額未満とした場合には保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの 零以上イ又はロにより算定した額未満の範囲内で加齢児が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

別表第一

入所給付決定保護者の区分	額
一 次項に掲げる者以外の者	七万九千円
二 令第二十七条の二第三号に掲げる者	五万円

別表第二

入所給付決定保護者の区分	額
一 別表第一の一の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。
二 別表第一の二の項に	入所給付決定保護者が受けた指定入所

別表第一

施設給付決定保護者の区分	額
一 次項に掲げる者以外の者	七万九千円
二 令第二十七条の二第一項第四号に掲げる者	五万円

別表第二

施設給付決定保護者の区分	額
一 別表第一の一の項に掲げる者	施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る法第二十四条の二第二項（法第六十三条の三の二第三項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により算定された障害児施設給付費の額に九十分の百（法第二十四条の五（法第六十三条の三の二第三項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の規定が適用される場合にあつては、百分の百を法第二十四条の五に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合（以下「都道府県特例割合」という。）を除いて得た割合）を乗じて得た額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。
二 別表第一の二の項に	施設給付決定保護者が受けた指定施設

二 指定施設支援のあつた月において被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である加齢児 零

掲げる者	支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。
------	--

別表第三

入所給付決定保護者の区分	額
一 入所給付決定に係る障害児が十八歳未満の入所給付決定保護者	三万四千元
二 前項に掲げる者以外の者	二万五千元

附則

平成二十七年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七号」とあるのは、「第二十七号第二号又は第三号」とする。

掲げる者	支援に係る法第二十四条の二第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額に九十分の百（法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。
------	---

別表第三

施設給付決定保護者の区分	額
一 施設給付決定に係る障害児が十八歳未満の施設給付決定保護者	三万四千元
二 六十五歳以上の加齢児	三万円
三 六十歳から六十四歳までの加齢児又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく障害基礎年金を受給する加齢児のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の一級に該当するもの（前項に掲げる者を除く。）	二万八千元
四 前三項に掲げる者以外の者	二万五千元

附則

平成二十四年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七号」とあるのは、「第二十七号第一号又は第二号又は第三号」とする。

◎特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定による満了日の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を指定する件の一部を改正する件

新旧対照条文

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定による満了日の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を指定する件（平成二十四年厚生労働省告示第六十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定による満了日の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を次のように指定する。</p> <p>対象となる特定権利利益</p>	<p>（削除）</p> <p>対象者</p>	<p>特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定による満了日の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を次のように指定する。</p> <p>対象となる特定権利利益</p>	<p>対象者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の三第四項の施設給付決定を受けたことにより、同法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けることができること。</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>害者等の地域生活を支援するため の関係法律の整備に関する法律（ 平成二十二年法律第七十一号。以 下「整備法」という。）附則第二 十三条第一項の規定により整備法 第五条の規定による改正後の児童 福祉法（昭和二十二年法律第百六 十四号。以下「新児童福祉法」と いう。）第二十一条の五の五第一 項の規定による同項に規定する通 所給付決定を受けたものとみなさ れたことにより、新児童福祉法第 二十一条の五の三第一項又は第二 十一条の五の四第一項の規定によ り新児童福祉法第二十一条の五の 五第一項の障害児通所給付費等の 支給を受けることができること。</p>	<p>双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾 村及び相馬郡飯舘村に限る。） に居住地を有する者</p>
<p>整備法附則第二十三条第二項の規 定により新児童福祉法第二十一条 の五の十三第二項の規定により読 み替えて適用する新児童福祉法第 二十一条の五の五第一項の規定に よる同項に規定する通所給付決定 を受けたものとみなされたことに より、新児童福祉法第二十一条 の五の三第一項又は第二十一条の 五の四第一項の規定により新児童</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野 町、同郡檜葉町、同郡富岡町、 同郡川内村、同郡大熊町、同郡 双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾 村及び相馬郡飯舘村に限る。） に居住地を有する者</p>

<p>福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。</p>	<p>整備法附則第二十三条第三項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の第三項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者</p>
<p>整備法附則第二十六条の規定により新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十四条の第二項の規定により同項の障害児入所給付費の支給を受けることができること。</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者</p>	